

第二十六号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

昭和28年法律第 181 号附則第20項の規定による	
遺族年金 弔 慰 金	裁定証明書
公務員 (氏 名)	
扶助料請求者	
公務員との続柄	
(氏 名)	
上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 (昭和28年法律第 181 号) 附則第20項の規定による遺族年金を給すべきものと決定して〔証書 弔 慰 金 裁定通知書	
号〕第	号 (年 月 日付け) の遺族年金証書を交付したことを証明する。
記	
公務員との続柄 (氏 名)	
年 月 日	
厚生労働大臣 印	

備考

- 1 扶助料請求者が遺族年金又は弔慰金を受けたことがなく、扶助料請求者以外の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、遺族年金を受けた者がなく扶助料請求者以外の者が弔慰金を受けたときは、弔慰金の裁定について証明すること。
- 2 遺族年金又は弔慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。